

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金の概要

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">私学助成を受ける幼稚園と施設型給付を受ける幼稚園の設置者幼稚園部、小学部、中学部を設置する外国人学校の設置者
募集条件	新型コロナウイルス感染症対策に係る大阪府の要請による臨時休業に伴う給食の中止により、本来保護者が負担することとなる経費を補助対象者が負担した場合
補助対象期間	令和2年3月2日～令和元年度春季休業の開始日の前日
保護者への返還時期	不問（令和2年4月以降に補助対象期間分として保護者へ返還した場合も対象とする）
補助対象経費	<p>※ 本事業開始以前より、給食費の全部又は一部を補助対象者が負担している場合は、補助対象者が負担している臨時休業の期間に相当する分を対象経費に含む</p> <ol style="list-style-type: none">補助対象者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、補助対象者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等（ただし、補助対象者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）
補助率	<p>補助対象経費の3/4（ただし、補助上限額は以下のとおりとする。）</p> <ul style="list-style-type: none">幼稚園及び外国人学校の幼稚園部：園児1人につき172円/日外国人学校の小学部：児童1人につき174円/日外国人学校の中学部：生徒1人につき234円/日